

平成 29 年度 ポジティブリスト制度に係る生乳の定期的検査の実施について

酪農乳業界では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応した「酪農乳業の一体的な取り組み」として、生乳生産者による「農薬等の適正な使用とその記帳・記録」、「第三者による指導・検証」等を実施し、この取り組みが的確に機能していることを確認するために、定期的に生乳中の農薬等の残留検査を実施しています。本年度は平成 29 年 10 月に下記の条件で定めた物質について検査を実施いたします。

記

1. 定期的検査対象物質の設定

今般の定期的検査対象物質の設定に当たっては、一般社団法人中央酪農会議が平成 26 年度に実施した生乳生産段階での使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した動物用医薬品、牛舎消毒薬・洗剤・殺菌剤等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質（ β ラクタム系抗生物質）及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除き、別表の通り 16 物質を平成 28 年度定期的検査対象物質といたしました。

2. 検査時期

平成 29 年 10 月 2 日に検査を実施します。

3. 検体数

近畿生乳販連の生産乳量等に応じて設定した計 7 検体を検査します。

4. 検査機関

一般財団法人日本食品分析センター

以上

平成29年度 検査対象物質

平成29年9月
近畿生乳販連

動 薬(8種類)
物質名
ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン
カナマイシン
デキサメタゾン
イベルメクチン
オキシテトラサイクリン, クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン
エプリノメクチン
エンロフロキサシン(シプロフロキサシンとの和として)
ネオマイシン(硫酸フラジオマイシン)
洗剤・殺菌消毒薬・殺虫剤・駆虫剤(8種類)
物質名
ペルメトリン
シロマジン
[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキル(C9-15)トルエン
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(イソシアヌル酸)
塩化ジデシルジメチルアンモニウム
シフルトリン
イミダクロプリド
フェニトロチオン